

一般競争入札仕様書

1 委託業務名称

令和6年度大阪市北区社会福祉協議会広報誌「北区社協だより」
デザイン・編集・印刷・新聞折込み・発送業務委託

2 履行期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日（年3回発行）

3 発行目的

北区民に対し、広報紙を通して北区社協の事業を分かりやすく広報すると共に、だれもが安心して暮らせるまちづくりを行うことができるよう、広く地域福祉情報を提供する。

4 業務内容

- (1)構成・コピー・デザイン・イメージ指示によるイラスト・カット作成
- (2)原稿の印字・レイアウト・校正
- (3)印刷及びホームページ掲載用データの作成
- (4)印刷物の北区内の新聞折込み(5 大紙 読売・朝日・毎日・産経・日経)
- (5)社協指定の関連施設・企業・学校等への発送業務(郵送料金含む)

5 規格

- (1)発行回数 年3回
- (2)頁数 4頁
- (3)寸法・刷色 タブロイド版(272 mm×406 mm)マットコートD57
表裏4色印刷

6 製作部数

総部数 50,000 部とし、折り込み部数や納品数が増加した場合は、総印刷部を増やし印刷する。

但し、折り込み部数と納品数は年間を通して変動します。

折 込 み 部 数	34,500 部
発 送 部 数	14,000 部
納 品 数	1,500 部
総 部 数	50,000 部

7 業務の流れ

(1)原稿について

(ア)発行日の 40 日前を基本に本会が提供する。ただし事業実施の関係等で写真データ等の提校正段階に及ぶこともあり得る。

(イ)出稿する際には、面談し、当区社協から企画等を説明したうえで、「Microsoft word」「Microsoft excel」等のデータを E メールにより送信、もしくは USB にて提供する。

ただし、データが存在しないなどの場合には、紙または現物で提供することがある。

(2)編集について

(ア)本会が提出した文字原稿を元に、全件の構図、タイトルデザイン・コピー、レイアウト、イラストなどを作成する。

(イ)変更・修正等がある場合は校正とあわせて変更を行う。

(ウ)本会が提出したデータに安易な誤字・脱字等があれば修正し報告する。

(3)校正について

(ア)校正は原則として面談し、本会から校正内容等を説明したうえで、ゲラ朱書する。又はワード等をEメールで送信することにより行う。

(イ)校正は原則として3回行うが、本会が必要とした場合には無制限に行う。

(ウ)校正の途中であっても、編集の都合上、区社協だよりのデザイン、レイアウト等を変更する場合がある。

(4)印刷・データ作成について

(ア)校了後、区社協だよりの印刷をすること。

(イ)納品日までに、北区社会福祉協議会ホームページへ区社協だよりを掲載するために、掲載用データをPDFで作成すること。

(5)納品について

発行日までに、北区社会福祉協議会からの配布用・ロビー設置用等として納品すること。但し 4 つ折で納品すること。

(6)新聞折込みについて

発行日の朝刊の 5 大紙に折込みすること。

(7)社協指定の関連施設・企業・学校等への発送業務について

新聞原稿が完成後、社協から提出する送付先一覧を基に発送作業を行う
新聞折込み日に送付先に到着するよう送付すること

8 契約業者決定方法

見積書と実績、課題の総合評価による。

(1)提出物

- ① 一般競争入札参加申込書兼誓約書

- ② 見積書(貴社の社印を押印)
 - ③ 過去の広報紙関係の発行物1種1部
 - ④ 課題制作物5部
- (2)提出期限 令和6年3月7日(木)午後5時
- (3)決 定 大阪市北区社会福祉協議会において決定する。
- (4)結果通知 提出期限後1週間以内に可否をメールにて通知する。

9 契約金額の支払い

- (1)契約価格は、区社協だよりの作成・印刷・新聞折込みに関する経費など、本業務に関する一切の経費を含めるものとする。
- 但し折り込み部数が増加し、発行部数が増え変わった場合は、その都度、本会へ報告した後、支払価格についても別途協議し、変更することとする。
- (2)支払いは、銀行振込にて行う(振込手数料は業者負担)なお、締日・支払日等については、業者と別途協議する。

10 作成物の著作権等

- (1)成果物を含む本委託事業によって得られる著作権その他の権利は、すべて本会に帰属する。
- (2)受託者は、本業務の実施にあたり、知り得た機密に属する情報、また、本会が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。
- (3)デザイン・イラスト等の著作権、肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受託者の責任において対応し、本会は責任を負わない。

11 連絡先

社会福祉法人大阪市北区社会福祉協議会

住 所:大阪市北区神山町 15-11

電 話:06-6313-5566

FAX :06-6313-2921

E-mail:kitamail@osaka-kitakusyakyou.com

担 当:地域支援 西坂